

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年6月9日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	埼玉県
3. 市区町村名	上尾市
4. 届出番号	6
5. 独自利用事務の事例番号	108-3
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.ageo.lg.jp/page/00222017032801.html

執行機関名 上尾市長

心身障害者の福祉に係る手当等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	上尾市重度心身障害者福祉手当支給条例(昭和44年上尾市条例第24号)による重度心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
② 番号法別表第1の項	84	
③ 番号法別表第2の項	108	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		上尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月28日条例第38号)別表第一 第4の項 上尾市重度心身障害者福祉手当支給条例(昭和44年上尾市条例第24号)による上尾市重度心身障害者福祉手当の支給に関する事務(以下「重度心身障害者福祉手当の支給に関する事務」という)であって規則で定めるもの
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律[平成十七年十一月七日号外法律第百二十三号]第1条	上尾市重度心身障害者福祉手当支給条例(昭和44年上尾市条例第24号)第1条
⑥ 事務の趣旨又は目的	この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、市内に住所を有する在宅の重度心身障害者に上尾市重度心身障害者福祉手当(以下「手当」という。)を支給することにより、在宅の重度心身障害者の更生の援助と福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦ 独自利用事務の関連規範		上尾市重度心身障害者福祉手当支給条例(昭和44年10月1日条例第24号) 上尾市重度心身障害者福祉手当支給条例施行規則(昭和44年10月1日規則第20号)